

令和 7 年度障害馬術規程 主な改定箇所 (令和 7 年 4 月 1 日付施行予定)

令和 7 年 3 月 17 日
障害馬術本部

第 2 編 障害馬術競技 <抜粋>

第 1 章 はじめに

第 200 条 通 則

<1~7 は現行通り>

8. 主催および公認競技会で行う標準競技とスピードアンドハンディネスについては次の各項を適用する。(JEF)
8. 1. 1 水濠を設置する場合は、実施要項に明記しその幅（奥行）を示さなければならない。
8. 1. 2 垂直障害の内、少なくとも 2 個は必ず最高の高さのものを設置しなければならない。
8. 1. 3 コンビネーション障害は、3 個のダブル障害または 1 個のダブル障害と 1 個のトリプル障害までとする。
8. 2 グレード及び実施基準は以下のとおりとする。(JEF)
8. 2. 1 グレードは、大障害 A、B、中障害 A、B、C、D、小障害 A、B、C の 9 区分とする。(JEF)
8. 2. 2 基準 A（標準競技）で実施する競技 (JEF)

<第 2 章~3 章 現行通り>

第 4 章 走行中のペナルティ

第 225 条 許可のない援助

1. スタートラインを正方向に通過してから最終障害飛越後にフィニッシュラインを通過するまでの間、選手や馬を助ける目的で行われた第三者による物理的介入は、援助の依頼があったかどうかにかかわらず許可なき援助とみなされる。
2. 例外的に、競技場審判団は選手が徒歩でアリーナへ入場したり、人から援助を受けることを認め、許可なき援助とみなさないことがある。
3. 走行中に馬上の選手に対して馬装や頭絡の調整を支援したり、もしくは鞭を手渡す行為は当該選手の失権となる。走行中に馬上の選手にヘッドギアおよび／または眼鏡を手渡すことは許可なき援助とはみなされない（第 241 条 3.20 参照）。

4. 障害馬術競技においてはイヤフォンおよび/または他の電子通信機器の使用は厳格に禁止され、そのような機器を用いた場合は失権となる。疑義を避けるために明記すると、選手、グルームあるいはその他の人物は、アリーナを除けば片耳にイヤフォンを装着することはできる（第 256 条 1.10 参照）。

<第 5 章 現行通り>

第 6 章 ペナルティー一覧

第 238 条 基準 A に基づく採点方法

2. タイムレース競技

2. 1. 1 どの順位についても同減点の選手がでた場合は、走行に要したタイムに従って順位を決定する。
2. 1. 2 第 1 位で減点とタイムが同じ場合は、短縮コースでジャンプオフを 1 回行うことができ、実施要項の条項に則って障害物の高さおよび/または幅を増すことができる。
2. 2 タイムレース競技であるが、第 1 位で同減点となった場合はタイムレースのジャンプオフを 1 回行う。他の選手については第 1 ラウンドでの減点とタイムで順位を決定する。マイナー競技（一般規程を参照）では、実施要項にその旨を記載すれば基準 C に従ってジャンプオフを行うことができる。
2. 3 第 238 条 2.2 と同じく、これはタイムレース競技であるが、タイムレースで 1 回目ジャンプオフを行っても、なお第 1 位で同減点の選手がでた場合は、タイムレースで 2 回目のジャンプオフを行う。他の選手については最初のジャンプオフでの減点とタイム、そして必要であれば第 1 ラウンドでの減点とタイムで順位を決定する。
3. タイムレースで順位が決定されるすべての競技において、第 1 位で減点とタイムが同じ場合は、実施要項の条項に則って障害物の高さおよび/または幅を増した短縮コースでジャンプオフを 1 回行うことができる。実施要項にジャンプオフに関する条項を定めていない場合は、ジャンプオフなしの競技と考える（第 245 条 6 を参照）。
4. 第 238 条 1.1 および第 238 条 2.1 に則って実施される競技では、いかなる場合もジャンプオフは 2 回までとする（第 245 条 4 参照）。

第7章 罰金、警告、イエローカード、失権、失格

第240条 罰金、警告、イエローカード

1. 審判長、チーフスチュワードおよび技術代表は各々が第132条2と3に基づき警告あるいはイエローカードを出す権限を有する。(JEF)
2. 次のような場合、妥当とみなされれば審判長または上訴委員長が、一般規程に則って、罰金を科すことがある：(JEF)
 2. 1 失権後、速やかにアリーナを去らない選手
 2. 2 走行終了後、速やかにアリーナを去らない選手
 2. 3 失権または棄権した後に、アリーナから退場するまでに単独障害の飛越を2回以上試みたり、誤った方向から飛越した選手
 2. 4 フィニッシュラインを通過した後に、1個あるいは複数の障害物を飛越して失権となった選手、または競技場審判団の許可なしにマスコミ向けに障害物を飛越した選手(第202条6を参照)
 2. 5 スクーリングエリアで組織委員会が準備したものと異なる障害物を使用した選手(第242条2.6と第201条4を参照)
 2. 6 アリーナ内に設けられた練習用障害物を許可された回数以上に飛越したり、飛越しようとした選手(第202条4、第242条2.3、第262条1.9を参照)
 2. 7 アリーナへの入場の際して、競技場審判団あるいは役員に敬礼を怠った選手(第256条2.1を参照)
 2. 8 個体識別番号を付けていない反則が度重なった場合(第282条2参照)
 2. 9 広告規定(第105条参照)に違反したり、服装および馬具に関する規則(第256条1と第257条)に従わない選手
 2. 10 組織委員会の指示に従わない選手
 2. 11 変形させる目的で障害物に触れた選手
 2. 12 役員~~の~~の指示に従わなかったり、競技会役員やその他競技会関係者(他の選手、JEF職員あるいは代表者、ジャーナリスト、観客など)に対して不穏当な行動をとった選手(JEF)
 2. 13 警告を受けても違反を繰り返す選手
3. 審判長あるいは上訴委員長が科した罰金についてはすべてJEFから当該選手に請求書が送られ、罰金はJEFに支払われるものとする。(JEF)

第242条 失格

1. 失格とは選手、その騎乗馬(1頭もしくは複数頭)、および/または人馬ともに、争点となっている競技または競技会全般から出場資格を失うことを意味する。失格は時間を遡って適用できる。
2. 次の場合に競技場審判団は失格を科すことができる：

2. 1 競技開始後に選手が徒歩でアリーナへ入場した場合
2. 2 競技場審判団の許可なくアリーナ内で練習したり障害物を飛越したり、飛越しようとした場合（第202条2、第202条5、第202条6を参照）
2. 3 アリーナ内の練習用障害物を許可された回数以上に飛越したり、飛越しようとした場合（第202条4、第240条2.6、第262条1.9を参照）
2. 4 アリーナ内にある障害物や、次の競技に使用される障害物を飛越したり、飛越しようとした場合（第202条5を参照）
2. 5 競技場審判団の許可を得なかったり、あるいは正当な理由なしに、ジャンプオフを前にして競技を棄権した場合
2. 6 競技会開催中に、組織委員会が用意したものとは異なる障害物を使って練習を行った場合（第240条2.5と第201条4を参照）
2. 7 スクーリングエリアに設置された障害物を誤った方向から飛越した場合、あるいはアリーナ内に練習用障害物が設置されているときにこれを誤った方向から飛越した場合（第201条4と第202条4参照）
2. 8 競技場審判団メンバー、上訴委員会メンバー、スチュワードあるいは他の関係者から役員に報告のあった馬への虐待行為および/または残虐な扱いすべて（第243条参照）。**(JEF)**

3. 以下の場合は失格措置が必須である：

3. 1 馬体のいずれかの部位で拍車や鞭の過剰使用を示唆する兆候；追加措置を適用することもある（第243条参照）
3. 2 競技会場のいかなる場所においても、許可されていない障害物を飛越すること
3. 3 競技会期間中にどのような目的であれ、馬とともに競技会場を出ること。

第244条 ブーツとバンテージ規制

1. スチュワード業務 - ブーツとバンテージ規制（第257条2.3～第257条2.5と獣医規程1026条も参照）**(JEF)**

ピュイッサンス競技と六段障害飛越競技、および各競技会で最高賞金額が設定されている競技では、全頭についてブーツとバンテージの検査を行わなければならない。他の競技でもブーツとバンテージの検査を行うことが推奨される。ブーツとバンテージ規制の手順については、獣医規程とFEIバンテージ規制プロトコルを参照のこと。**(JEF)**

<第8～9章 現行通り>

第10章 選手と馬

第256条 服装、保護用ヘッドギア、人工補助具、敬礼

1. 服装

- 1.3 悪天候の場合、競技場審判団は外套または防水服（透明または半透明のものに限る）の着用を許可することもある。また、乗馬ズボン用の雨具については、競技場内での着用は許可しない。非常に暑い天候の場合は、競技場審判団は選手にジャケット着用なしに騎乗を認めることがある。（JEF）

<2~3は現行通り>

4. FEI 馬具、装具および服装のデータベース、あるいは FEI TackApp も参照のこと。
-

第257条 馬装

<1.1~1.3は現行通り>

- 1.4 銜あるいは鼻革の規制はない。しかし競技場審判団には獣医師の助言に基づいて、馬が怪我をしそうな銜あるいは鼻革の使用を禁止する権限がある。許容される鼻革の締め具合については、獣医規程第 1026 条 9 を適用する(2026 年 4 月 1 日から発効)(JEF)。

<1.5~2.2は現行通り>

- 2.3 すべての国際ヤングホース（5歳、6歳、7歳、8歳馬）障害馬術競技について：国際ヤングホース競技では後肢ブーツに関して以下の基準を遵守しなければならない：内側にのみ丸みを帯びた保護用パーツがある後肢ブーツが、後肢用ブーツとして許可される唯一のタイプである。ブーツは内側の長さを最大 16cm とする；留め具の幅は少なくとも 5cm なければならない。ブーツ内側で丸みを帯びた硬質部分より下に伸びる繫の保護パーツつき後肢ブーツについては、保護パーツが柔らかくしなやかな素材でできている場合に限り認められる。ブーツ内側で丸みを帯びた硬質部分より下に伸びる繫の保護パーツは、ブーツの長さ測定対象には含まれない（写真については FEI ウェブサイトの FEI 障害馬術スチュワードマニュアルを参照）。

ブーツは馬の肢周りにフィットするよう両側へ容易に曲げられるデザインでなければならない。ブーツの丸みを帯びた保護用パーツは、球節内側を覆うように装着しなければならない。

ブーツの内側はざらつきがなく滑らかであること、即ち表面が平らでブーツ内側にいかなる圧点もあってはならない、つまりライニングの下にパッドやブロックを入れてはならない；疑念を避けるために記すと、保護用パーツのブーツ内張りへの縫い付けは許可される。シープスキンの内張りは認められる。

伸縮性のないマジックテープのみ認められる；フック、バックル、クリップ、その他の留め具は使用できない。馬の皮膚に直接あるいは間接的に触れる留め具の内側表面は滑らかでなければならない。留め具は一方向性でなければならない、即ちブーツの片側から出ているストラップがそのまま、もう片方の受け手に装着されるものであり、ブーツ全周を巻いてはならない。留め具部分に別のマジックテープを縦にあてることで、留め具を確実に装着することは可能である（例えば FEI 馬具、装具および服装のデータベース、あるいは FEI TackApp を参照のこと）。

ブーツ自体に追加で部品を取り付けたり、あるいは埋め込むことはできない。後肢ブーツの下にベットラップやこれに類する軽量のバンデージ素材を使用することは認められる；これは可能であればスチュワードの立会いのもとで適用するべきである。スチュワードチーム・メンバーは、いかなる時でも面前でベットラップ/バンデージ素材を取り外し、再度これを装着するよう要請する権限を有する。

フェットロックリングは適切に調整されており、きつくなく、装具が濡れている場合を含めいかなる状況下でも馬の肢に装着する装備重量合計が 500 グラムを超えないことを条件に、保護目的での使用が認められる（第 257 条 2.3 参照）。繫あてはきつく締めすぎないことを条件に繫周囲に使うことができる。

2.4.2 内側にのみ保護機能がある丸みを帯びたブーツ、および内側と外側に保護機能がある丸みを帯びたブーツ、即ち球節の背部を包み込むダブルシェル・ブーツは以下の基準を満たすことを条件に許可される：

いかなるブーツも、馬の肢周りにフィットするよう両側へ容易に曲げられるデザインでなければならない。特にダブルシェル・ブーツの場合は、馬の球節の形状に型打ちされていなければならない；即ちブーツ自体が自然に球節を囲うよう「U」字に成形されていること。ブーツが球節を包み込むために留め具の装着を必要とするダブルシェル・ブーツは認められない。ブーツの長さは最も長い部分が 20cm 以内であること。ブーツ内側かブーツ両面に、丸みをもたせたシェルよりも下に伸ばして繫の保護機能を高めた後肢用ブーツは、柔らかくしなやかな素材で造られていることを条件に許可される。内側で丸みを帯びたシェルから下方へ伸びた繫保護パーツは、ブーツの長さ測定時にカウントされない（ブーツの長さの正確な測定手法の指示については、FEI 馬具、装具および服装のデータベース、あるいは FEI TackApp を参照のこと）。

4. 例えば FEI 馬具、装具および服装のデータベース、あるいは FEI TackApp も参照のこと。

<第 11 章 現行通り>

第12章 競 技

第276条 決勝ラウンドを行う競技

1. 2回走行と決勝ラウンドを行う競技

1. 1 この競技では、第1ラウンドで上位16名の選手が第2ラウンドへの出場資格を獲得し、第2ラウンドでは第1ラウンドでの成績（減点とタイム）のリバースオーダーで出場する。
1. 2 2回走行における減点とタイムの合計、あるいは第2ラウンドの減点とタイムだけで選考された上位8名の選手が決勝ラウンドへ出場する。
1. 3 第2ラウンドのコースは第1ラウンドのコースと異なってもよい。
1. 4 決勝ラウンドのコースは第1ラウンドおよび／または第2ラウンドの障害物を用いた短縮コースでなければならず、新たに単独障害を2個追加することができる。
1. 5 決勝ラウンドのスターティングオーダーは実施要項に定める条件に従い、2回の走行における減点とタイムの合計、あるいは第2ラウンドの減点とタイムだけで決定した順位のリバースオーダーとする。
1. 6 決勝ラウンドでは、選手全員が減点0で走行を開始する。
1. 7 3回の走行ともタイムレースで基準Aに従って審査する。決勝ラウンドで規定タイムを超過した場合は、毎秒1減点となる。
1. 8 本項は、主催および公認競技会では適用しない。(JEF)
1. 9 決勝ラウンドへの出場資格を得た選手がこれに出場しない場合でも、次点の選手の繰り上げは行わない。
1. 10 決勝ラウンドを出場辞退した選手、あるいは決勝ラウンドで失権または棄権した選手の順位付け詳細は、第247条1と第247条2を参照のこと。

2. 走行1回と決勝ラウンドを行う競技（決勝ラウンド：選手は減点0で走行開始）

2. 1 この競技では、第1ラウンドから選手数の少なくとも25%、10名以上が決勝ラウンドへ出場でき、決勝ラウンドでは第1ラウンドの成績（減点とタイム）のリバースオーダーで出場する。次の選手は実施要項の条件に従い決勝ラウンドへの出場資格を得る：
 - (i) 第1ラウンドでの減点とタイムに基づき、選手数の少なくとも25%か指定人数、いかなる場合でも10名以上が決勝ラウンドへの出場資格を得る；あるいは、
 - (ii) 第1ラウンドでの減点とタイムに基づき、選手数の少なくとも25%か指定人数、いかなる場合でも10名以上が決勝ラウンドへの出場資格を得る。そしていかなる場合も第1ラウンドで減点0の選手は全員が決勝ラウンドへの出場資格を得る。
決勝ラウンドに進める確実な選手割合あるいは人数を実施要項に記載しなければならない。

2. 2 決勝ラウンドでは選手全員が減点 0 で走行を開始する。
2. 3 両走行ともタイムレースで基準 A に従って審査する。決勝ラウンドで規定タイムを超過した場合は、1 秒を超えるごとに減点 1 となる。
2. 4 決勝ラウンドのコースは第 1 ラウンドの障害物を用いた短縮コースでなければならず、新たに単独障害を 2 個追加することができる。
2. 5 本項は、主催および公認競技会では適用しない。**(JEF)**
2. 6 決勝ラウンドへの出場資格を得た選手がこれに出場しない場合でも、次点の選手の繰り上げは行わない。
2. 7 決勝ラウンドを出場辞退した選手、あるいは決勝ラウンドで失権または棄権した選手の順位付け詳細は、第 247 条 1 と第 247 条 2 を参照のこと。

<第 13 章 現行通り>

全日本障害馬術大会出場資格取得に関する公認競技会規程 第 22 版

<第 1 条～12 条は現行通り>

第 13 条 認定種目の適用規程

認定種目の採点の適用規程は以下による。

- ① 標準競技(本連盟競技会規程第 236 条 基準 A で採点する競技)は、第 237 条および第 238 条を適用する。
- ② スピードアンドハンディネス (本連盟競技会規程第 239 条 基準 C で採点する競技) は、第 263 条を適用する。
- ③ 二段階走行競技は、第 274 条 2 を適用する。

2 適用規程は、実施要項に明記されなければならない。

<第 14 条～22 条は現行通り>

第 23 条 審判長の任務

公認競技会の審判長は、通常の審判長の任務に加え、~~上訴委員長~~の役割を遂行しなければならない。また、~~技術代表~~として認定種目が適正に実施されていることを確認しなければならない。なお、指導する点がある場合は、障害馬術本部に詳細を報告しなければならない。また、認定種目の成績表が、指定の様式で作成され、記入漏れが無く、電子データとして本連盟事務局に提出されていることを主催者に確認すること。

2 審判長からの報告に基づき、障害馬術本部が諸規程の条件を満たしていないと判断した場合、主催者に対して改善を要求することがある。また、認定種目を取り消すことがある。

<第 24 条～27 条は現行通り>